



埼玉県報

第428号
令和5年(2023年)
7月7日
金曜日

目次

告示

- パソコン接続用外付け液晶ディスプレイに関する入札公告（入札課）
- 保安林の指定予定（森づくり課）
- 保安林の指定予定（森づくり課）
- 保安林の指定予定（森づくり課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 県道川越栗橋線の区域の変更（杉戸県土整備事務所）
- 県道川越栗橋線の供用の開始（杉戸県土整備事務所）
- 誘導結合プラズマ質量分析装置等分析機器8台の賃貸借（ファイナンス・リース）に関する落札者等の公示（水道管理課）
- 埼玉県教育委員会定例会の招集（教委・総務課）
- 選挙管理委員会の招集（選挙管理委員会）

告 示

埼玉県告示第七百八十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和五年七月七日

埼玉県知事 大野 元裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

パソコン接続用外付け液晶ディスプレイ 2,971台

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限

令和5年11月30日（木）

(4) 納入場所

埼玉県企画財政部情報システム戦略課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和4年埼玉県告示第747号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

(1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場

所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課総務・物品調達担当 斎藤 電話048-830-5780（直通）

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

(3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和5年8月25日（金）午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和5年8月24日（木）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和5年8月25日（金）午前10時まで

(4) 開札の場所及び日時

埼玉県総務部入札課 令和5年8月25日（金）午前10時10分

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額

を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和5年8月7日（月）午後3時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和5年7月18日（火）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) 特記事項

本件入札は、入札の結果、落札者との契約の締結について、議会の議決に付

すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年埼玉県条例第15号)に基づき、県議会の議決に付さなければならない契約となる場合には、落札者と仮契約を取り交わし、県議会の議決後に本契約を締結する。

なお、落札決定から本契約までの間に埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱第3条の規定による入札参加停止措置を受けた者は、本契約を締結できない(契約辞退を申し出るものとする。)

(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Name and Quantity of the Products to Be Purchased:

2,971 External LCD Monitors Suitable for Connection with Laptops

(2) Deadline for Submissions:

By Electronic Bidding System: 10:00 am, Friday, August 25, 2023

By Registered Mail: 5:00 pm, Thursday, August 24, 2023

In Person: 10:00 am, Friday, August 25, 2023

(3) Contact Information:

General Affairs・Supplies Procurement Group, Bidding Services
Division,

Department of General Affairs, Saitama Prefectural Government
Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi,

Saitama-ken 330-9301, Japan

Tel. 048-830-5780

告 示

埼玉県告示第七百八十五号

次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

令和五年七月七日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定予定保安林の所在場所

埼玉県比企郡小川町大字青山字根木一九九四番、一九九五番

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

- (一) 主伐は、択伐による。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を埼玉県庁及び小川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

告 示

埼玉県告示第七百八十六号

次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

令和五年七月七日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定予定保安林の所在場所

埼玉県秩父市荒川上田野字南山二三三四番、二三三五番一、二三三七番一、二三三七番二、二三三八番一、二三三八番二、二三三九番、二三四一番一、二三四四番、二三四五番、二三四六番一、二三四六番二、二三四七番、二三四八番

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字南山二三三四番・二三三七番一・二三三八番一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を埼玉県庁及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。)

告 示

埼玉県告示第七百八十七号

次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

令和五年七月七日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定予定保安林の所在場所

埼玉県秩父市大滝字落合カブラ四一三八番、四一三九番、五四一四番、五四一

五番

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字落合カブラ四一三八番・四一三九番（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を埼玉県庁及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。）

告 示

埼玉県告示第七百八十八号

測量計画機関であるさいたま市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年七月七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

さいたま市

二 作業種類

公共測量（3D都市モデル作成）

三 作業地域

さいたま市（大宮駅周辺、さいたま新都心駅周辺、浦和駅周辺）

四 作業期間

令和五年六月二十一日から令和六年二月二十九日まで

告 示

埼玉県告示第七百八十九号

測量計画機関である幸手市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年七月七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

幸手市

二 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

三 作業地域

幸手市全域（三十三・九三キロ平方メートル）

四 作業期間

令和五年十月一日から令和六年三月十五日まで

告 示

埼玉県告示第七百九十号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和五年七月七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇二一―十五―一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県北足立郡伊奈町大字小室字宮寺五千十四番一

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 千八百六十一・二六立方メートル

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年七月七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年七月七日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 関

宏

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 川越栗橋線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>久喜市菖蒲町小林字小下後三六三三 番一地从先から同市菖蒲町小林字小下 後三六一五番一地从先まで</p>		区 間
<p>九・〇二〆 一五・五〇</p>	<p>九・〇二〆 一二・五〇</p>	敷地の幅員 (メートル)
<p>一七八・七一</p>		延長 (メートル)
		備 考

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第二十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年七月七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年七月七日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 関

宏

川越栗橋線	路線名
久喜市菖蒲町小林字小下後三六三三番 一地先から同市菖蒲町小林字小下後三 六一五番一地先まで	供用開始の区間
令和五年七月七日	供用開始の期日
令和五年七月七日付け埼玉県杉戸県土 整備事務所長告示第十九号で告示した道 路予定区域の供用開始である。 延長 一七八・七一メートル	備考

告 示

埼玉県公営企業告示第二十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和五年七月七日

埼玉県公営企業管理者 北 島 通 次

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
誘導結合プラズマ質量分析装置等分析機器 8 台の賃貸借（ファイナンス・リース） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県企業局水道管理課水質担当
埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目 14 番 21 号
- 3 落札者を決定した日
令和 5 年 6 月 6 日
- 4 落札者の氏名及び住所
三菱 H C キャピタル株式会社 公共営業部
部長 前田 純
東京都港区西新橋一丁目 3 番 1 号
- 5 落札金額（税抜）
金 187,992,000 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和 5 年 4 月 25 日
- 8 納入場所
埼玉県大久保浄水場
埼玉県庄和浄水場

告 示

埼玉県教委告示第二十号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和五年七月七日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

一 日時

令和五年七月十三日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

イ 埼玉県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則について

ロ その他

告 示

埼玉県選挙管告示第四十七号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和五年七月七日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

一 日時 令和五年七月七日 午後一時三十分

二 場所 選挙管理委員会室

三 議題

ア 公職選挙法施行令の規定による不在者投票を行うことができる施設の指定について

イ その他